

消 防 危 第 55 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用の改正について

関係団体による実験結果等を踏まえ、「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」(令和 4 年 12 月 26 日付け消防危第 295 号) について別紙のとおり改正することとしたので、十分配慮されるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 【新旧対照表】

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">消 防 危 第 295 号 令和 4 年 12 月 26 日 改正：令和 6 年 3 月 28 日 消防危第 55 号</p> <p>各都道府県消防防災主管部長 } 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 }</p> <p style="text-align: right;">消防庁危険物保安室長 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について（通知）</p> <p>近年、カーボンニュートラルの動向を踏まえ、多数の電気自動車が市場に投入されており、それに伴い、電気自動車の動力源となるリチウムイオン蓄電池（以下「車載用リチウムイオン蓄電池」という。）を貯蔵する際の安全対策の検討が求められていたところです。</p> <p>このため、消防庁では「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催し、車載用リチウムイオン蓄電池の安全対策を検討してきました。</p> <p>今般、その検討結果を踏まえ、車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。</p> <p>各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: right;">消 防 危 第 295 号 令和 4 年 12 月 26 日</p> <p>各都道府県消防防災主管部長 } 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 }</p> <p style="text-align: right;">消防庁危険物保安室長 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について（通知）</p> <p>近年、カーボンニュートラルの動向を踏まえ、多数の電気自動車が市場に投入されており、それに伴い、電気自動車の動力源となるリチウムイオン蓄電池（以下「車載用リチウムイオン蓄電池」という。）を貯蔵する際の安全対策の検討が求められていたところです。</p> <p>このため、消防庁では「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催し、車載用リチウムイオン蓄電池の安全対策を検討してきました。</p> <p>今般、その検討結果を踏まえ、車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。</p> <p>各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適用対象となる車載用リチウムイオン蓄電池について 鋼板製の筐体で覆われているもの（当該筐体の一部に 25,000mm<sup>2</sup> 程度の大きさで 1～3 箇所の樹脂製の部品又は冷却用等の開口部（以下「開口部等」という。）があり、その面積の合計が 75,000mm<sup>2</sup> 以下であるものを含む。）に限ること。</p>

車載用リチウムイオン蓄電池を直接床に置く貯蔵方法（パレット等に載せて置く場合を含む。）により、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」（令和4年4月27日付け消防危第96号）に掲げる必要な耐火性を有する布（以下「布」という。）で、次のとおり指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を覆う措置を講じたものを複数置く場合にあっては、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所とする。

なお、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの離隔距離は不要であること。

- (1) 火災時に車載用リチウムイオン蓄電池の内部及び外部からの延焼を防止するよう筐体の全体を布で覆う措置（別紙の①～③参照）を講じること。ただし、鋼板製の筐体で覆われているものであって筐体の一部に開口部等がないものについては、火災時に火炎が噴出するおそれのある接合部等を布で十分に覆う措置（別紙の④参照）とすることができる。
- (2) 車載用リチウムイオン蓄電池は、ラック等により鉛直方向に積み重ねないこと。ただし、個別に筐体の全体を布で覆う措置（別紙の①～③参照）を講じた車載用リチウムイオン蓄電池を、不燃材料で造られた架台に、高さ3m以下となるように積み重ねる場合は、この限りでない。
- (3) 布を加工する場合は、耐火性を有する糸及び金具により行うとともに、火災時に当該箇所から布の内部及び外部への延焼を防止するための措置を講じること。
- (4) 通常の保管時に想定される重力や外力により車載用リチウムイオン蓄電池が露出しないよう耐火性を有するボルト、押さえ枠（金属）又はワイヤー等を使用し、布を固定すること。

（別紙省略）

## 2 車載用リチウムイオン蓄電池を耐火性を有する布で覆う場合の取扱いについて

車載用リチウムイオン蓄電池を直接床に置く貯蔵方法（パレット等に載せて置く場合を含む。）により、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」（令和4年4月27日付け消防危第96号）に掲げる必要な耐火性を有する布（以下「布」という。）で、次のとおり指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を覆う措置を講じたものを複数置く場合にあっては、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所とする。

なお、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの離隔距離は不要であること。

- (1) 火災時に車載用リチウムイオン蓄電池の内部及び外部からの延焼を防止するよう筐体の全体を布で覆う措置（別紙の①～③参照）を講じること。ただし、筐体の一部に開口部等がないものについては、火災時に火炎が噴出するおそれのある接合部等を布で十分に覆う措置（別紙の④参照）とすることができる。
- (2) 車載用リチウムイオン蓄電池は、ラック等により鉛直方向に積み重ねないこと。ただし、個別に筐体の全体を布で覆う措置（別紙の①～③参照）を講じた車載用リチウムイオン蓄電池を、不燃材料で造られた架台に、高さ3m以下となるように積み重ねる場合は、この限りでない。
- (3) 布を加工する場合は、耐火性を有する糸及び金具により行うとともに、火災時に当該箇所から布の内部及び外部への延焼を防止するための措置を講じること。
- (4) 通常の保管時に想定される重力や外力により車載用リチウムイオン蓄電池が露出しないよう耐火性を有するボルト、押さえ枠（金属）又はワイヤー等を使用し、布を固定すること。

（別紙省略）

消防危第 295 号

令和 4 年 12 月 26 日

改正：令和 6 年 3 月 28 日 消防危第 55 号

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

( 公 印 省 略 )

車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について（通知）

近年、カーボンニュートラルの動向を踏まえ、多数の電気自動車が市場に投入されており、それに伴い、電気自動車の動力源となるリチウムイオン蓄電池（以下「車載用リチウムイオン蓄電池」という。）を貯蔵する際の安全対策の検討が求められていたところでした。

このため、消防庁では「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催し、車載用リチウムイオン蓄電池の安全対策を検討してきました。

今般、その検討結果を踏まえ、車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

車載用リチウムイオン蓄電池を直接床に置く貯蔵方法（パレット等に載せて置く場合を含む。）により、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」（令和 4 年 4 月 27 日付け消防危第 96 号）に掲げる必要な耐火性を有する布（以下「布」という。）で、次のとおり指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を覆う措置を講じたものを複数置く場合にあっては、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所とする。

なお、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの離隔距離は不要であること。

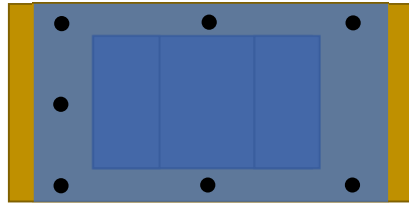
- (1) 火災時に車載用リチウムイオン蓄電池の内部及び外部からの延焼を防止するよう筐体の全体を布で覆う措置（別紙の①～③参照）を講じること。ただし、鋼板製の筐体で覆われているものであって筐体の一部に開口部等がないものについては、火災時に火炎が噴出するおそれのある接合部等を布で十分に覆う措置（別紙の④参照）とすることができる。
- (2) 車載用リチウムイオン蓄電池は、ラック等により鉛直方向に積み重ねないこと。ただし、個別に筐体の全体を布で覆う措置（別紙の①～③参照）を講じた車載用リチウムイオン蓄電池を、不燃材料で造られた架台に、高さ3m以下となるように積み重ねる場合は、この限りでない。
- (3) 布を加工する場合は、耐火性を有する糸及び金具により行うとともに、火災時に当該箇所から布の内部及び外部への延焼を防止するための措置を講じること。
- (4) 通常の保管時に想定される重力や外力により車載用リチウムイオン蓄電池が露出しないよう耐火性を有するボルト、押さえ枠（金属）又はワイヤー等を使用し、布を固定すること。

## 全体を覆う方法（例）

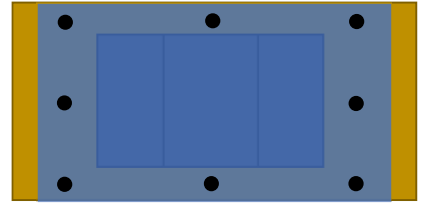
① 成型された布を覆い被せる方法



② 1枚の布で覆い包む方法

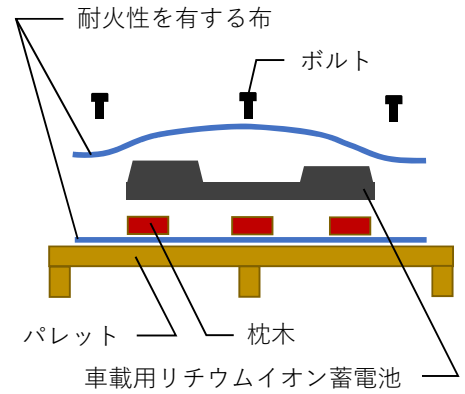
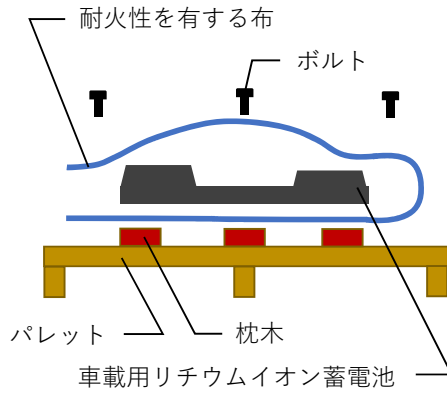
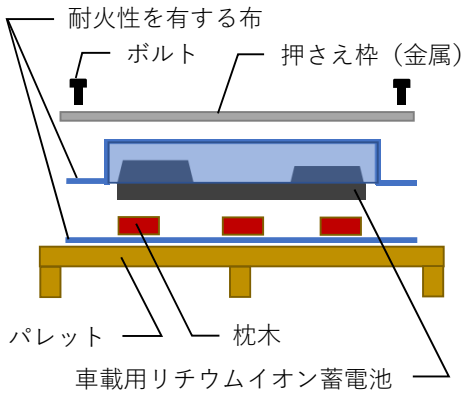


③ 2枚の布で覆い挟む方法



平面

断面



(補足)

- ・通常の保管時に想定される重力や外力により布がめくれたり隙間ができたりといった状況とならないよう、固定具（上の例であればボルト）の位置を設定すること。（ピッチの指定はしない。）
- ・布の内部に必要最小限の枕木等の可燃物を使用することは差し支えない。

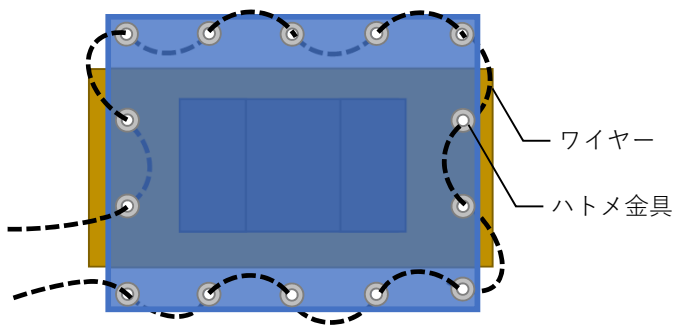
## 火災時に火炎が噴出するおそれのある接合部等を覆う方法（例）

④ 布を覆い被せ下部をワイヤーで絞って固定する方法

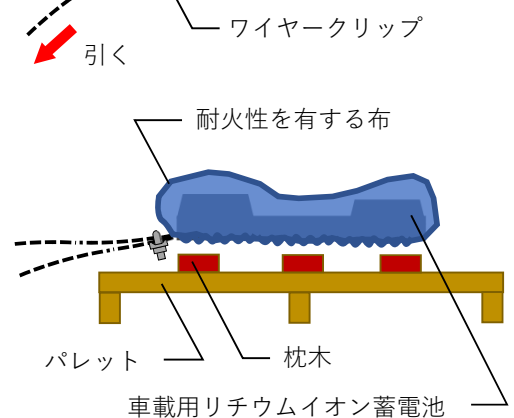
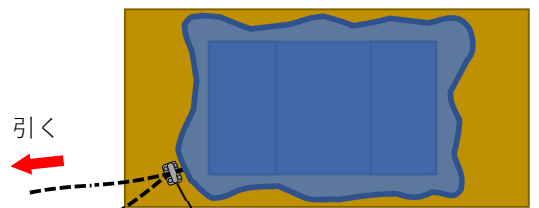
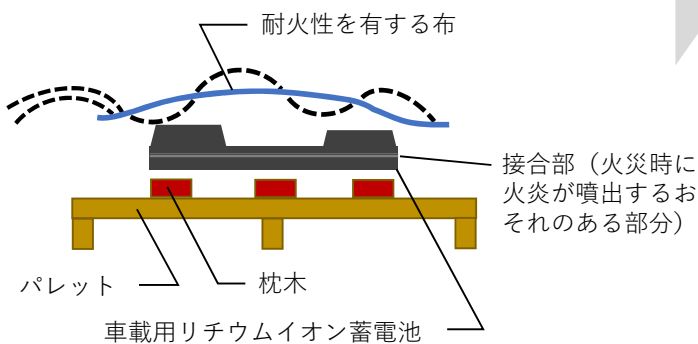
手順1 布を車載用リチウムイオン蓄電池に覆い被せる。

手順2 布の端部を車載用リチウムイオン蓄電池の下部付近に折り込んだ後、ワイヤーの両端部を引いて絞り込み、ワイヤークリップ等で固定する。

平面



断面



(補足)

- ・火災時に車載用リチウム蓄電池の鋼板製の筐体の内部及び外部からの延焼を防止するよう、当該筐体の接合部等（火災時に火炎が噴出するおそれのある部分）を布で十分に覆うこと。